

(必ずお読みください。●印を記載した項目はお客様にとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。)

## 重要な事項等のご説明

(重要事項等説明書)


  
 エイアイユーインシュアランスカンパニー

## ご契約の概要について～契約概要～

この「ご契約の概要について～契約概要～」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申し込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途「パンフレット」「ご契約のしおり(保険小冊子)」等を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みについて

この商品は「海外旅行保険」で旅行行程中 1に被保険者(保険の対象となる方) 2がケガをされたときや病気になったとき等を主に補償する保険です。各補償内容等詳細につきましては「保障(補償)内容について」にてご確認ください。

主な補償項目	ケガによる			病気による	
	死亡	後遺障害	入院・通院	入院・通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×	×
治療・救済費用	×	×	○	○	×
疾病死亡	×	×	×	×	○

1「旅行行程中」とは、保険証券記載の被保険者がご契約の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に到着するまでをいいます。なお、保険期間(保険のご契約期間)が旅行期間と異なる場合、「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

2 保険契約申込書の被保険者欄に記載されている方(以下「本人」といいます。)

家族旅行特約をセットした場合の被保険者の家族の範囲は、本人と一緒に旅行される方で申込書に記載の以下の方に限ります。

本人の配偶者(新婚旅行後に婚姻の届出を行う方を含みます)

本人または配偶者と生計を共にする同居の親族

本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

< 保険期間が31日までの契約に対するご注意 >

この「海外旅行保険」は、保険期間が31日までの契約で、治療・救済費用または疾病治療費用がセットされている場合には、「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」または「疾病に関する応急治療費用担保特約」がそれぞれセットされています。

当特約では、「ご旅行前の病気に対する応急治療」が保険期間(保険のご契約期間)内で、所定の金額を限度に補償されます。また、当特約がセットされる保険契約の**保険期間は最長31日間**(延長分も含む。)です。保険期間が延長された場合であっても、当特約は保険期間の初日からその日を含め31日目の午後

12時に効力を失いますのでご注意ください。なお、保険期間終了前にお手続きが完了しないと保険期間の延長はできませんのでご注意ください。

・医師の処置、処方または健康上の理由により、旅行中も継続して支出することが予定されていた透析、インスリン注射、その他の薬剤等の費用などは、保険金をお支払いすることはできません。

・海外旅行開始前より渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配を含みます。)などは、保険金をお支払いすることはできません。(詳細は別途お渡

しする「ご契約のしおり(保険小冊子)」をご参照ください。)

・旅行行程終了後の治療費用、救済費用については、保険金をお支払いできません。

(延長手続きについては「その他の事項」の「2. ご契約後にご注意いただくこと」をご確認ください。詳細は、「ご契約のしおり(保険小冊子)」をご参照ください。)

## 2. 保障(補償)内容について

## (1) 保険金をお支払いする場合

お支払いする主な保険金は次のとおりです。ご契約の内容によってお支払いする保険金が異なりますので、詳細は「パンフレット」「ご契約のしおり(保険小冊子)」等でご確認ください。

傷害死亡保険金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。

傷害後遺障害保険金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。(ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。)

治療・救済費用保険金( 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約セット)

・傷害治療費用部分

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合、治療費用等のうち被保険者が実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額を1回のケガにつき治療・救済費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

・疾病治療費用部分

「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間が31日までの契約に限り、責任期間開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病を直接の原因として、責任期間中における症状の急激な悪化により医師の治療を開始した場合には、この限りではありません。)」により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、または、旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に、治療費用等のうち被保険者が実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額を1回の病気につき治療・救済費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

・救済費用部分

旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険契約者、被保険者またはその親族の方が実際に支出した救済費用等をお支払いします。ただし、1回の事故について治療・救済費用保険金額がお支払いの限度となります。a. 被った偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 b. 病気または妊娠・出産・早産・流産を直接の原因として死亡された場合 c. 発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。) d. 被った偶然な事故によるケガまたは発病した病気(旅行行程

中に医師の治療を開始した場合に限り。ただし、保険期間が31日までの契約に限り、責任期間開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病を直接の原因として、責任期間中における症状の急激な悪化により医師の治療を開始した場合には、この限りではありません。)により継続して3日以上入院された場合 e.搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、偶然な事故によって被保険者の生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要な場合(被保険者の生死が判明した後および捜索・救助活動が不要となった後を除きます。) f.誘拐または行方不明になった場合

疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に関して、治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合は支払限度額が300万円となります。

#### 傷害治療費用保険金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合、治療費用のうち被保険者が実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額を1回のケガにつき傷害治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り。

疾病治療費用保険金( 疾病に関する応急治療費用担保特約セット)

「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間が31日までの契約に限り、責任期間開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病を直接の原因として、責任期間中における症状の急激な悪化により医師の治療を開始した場合には、この限りではありません。)」により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、または、旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に、治療費用のうち被保険者が実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額を1回の病気につき疾病治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り。

疾病に関する応急治療費用担保特約に関して、疾病治療費用の保険金額が300万円以上の場合は支払限度額が300万円となります。

#### 救援者費用等保険金

旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険契約者、被保険者またはその親族の方が実際に支出した救援費用等をお支払いします。ただし、保険期間を通じて救援者費用等保険金額がお支払いの限度となります。a.被った偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 b.病気または妊娠・出産・早産・流産を直接の原因として死亡された場合 c.発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り。ただし、保険期間が31日までの契約に限り。ただし、旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り。ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に限ります。) d.被った偶然な事故によるケガまたは発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り。ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に限ります。) e.搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、偶然な事故によって被保険者の生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要な場合(被保険者の生死が判明した後および捜索・救助活動が不要となった後を除きます。) f.誘拐または行方不明になった場合

#### 疾病死亡保険金

旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。a.病気により死亡された場合 b.「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に限ります。) c.旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

#### 賠償責任保険金

旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金等をお支払いします。

(注1)賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。

(注2)被保険者が責任無能力者の場合はその親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いします。

#### 携行品損害保険金

旅行行程中に偶然な事故によって携行品(カメラ、カバン、衣類等)に損害が生じた場合に、携行品1つ(1組、1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は事故後に支出した費用で合計5万円限度)を

限度とし、損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。

(注)携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円(家族旅行特約をセットした場合は60万円)を保険期間中のお支払い限度とします。

#### 寄託手荷物遅延等費用保険金

旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限り。また、)の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間を経てもその目的地に運搬されなかった場合に、1回の事故につき10万円または携行品損害保険金額のいずれか低い金額を限度として、航空機到着後96時間以内に被保険者が負担した衣類購入費(下着、寝間着等必要不可欠な衣類)生活必需品購入費前記、以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費をお支払いします。ただし、寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金および乗継遅延費用保険金(略称:航空機遅延費用保険金)旅行行程中に次のいずれかに該当した場合に、被保険者が支出した費用(注)を1回の事故につき宿泊を伴う場合は3万円、宿泊を伴わない場合は1万円をお支払いします。

a)搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航・運休、もしくは搭乗予約受付業務の瑕疵(かし)による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

b)搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

c)搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

(注)ホテル客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料等通信費、目的地における旅行サービスの取消料等をいいます。

## ②(2)保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。ご契約されるプランやセットされる特約により保障(補償)内容が異なりますので、詳細は「パンフレット」「ご契約のしおり(保険小冊子)」等でご確認ください。

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意が原因の場合
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因の場合
- ・自動車等の無資格運転、酒酔い運転中の事故が原因の場合
- ・戦争、革命等の事変
- ・放射能汚染が原因の場合
- ・頸部症候群(むちうち症)腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・旅行出発前の既往症または持病による治療費等(ただし、「(1)保険金をお支払いする場合」の治療・救援費用保険金および疾病治療費用保険金(保険期間が31日までの契約)を除きます。)
- ・カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療
- ・職務遂行に関する、または航空機、船舶、車両、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ・サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具、現金、小切手、プリペイドカード、商品券、クレジットカードやコンタクトレンズ等の携行品損害
- ・紛失や置き忘れの場合の携行品損害

・・・など

## 3. セットできる主な特約およびその概要について

この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細は「パンフレット」「ご契約のしおり(保険小冊子)」等でご確認ください。

## 4. 保険期間について

保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。(なお、保険期間内でも、住居に帰られた時に保険は終了します。)

## 5. 引受条件(保険金額等)について

#### (1)保険金額等について

申込書・パンフレット等に記載の保険金額をご確認ください。

#### (2)その他引受に関する条件について

ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同種の補償内容を担保する別の保険契約等をお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。(年齢、健康状態、お仕事内容、保険金額の自社他社合算の合計額、渡航先、旅行目的、その他の事由からご希望のプランのお引き受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。)

### 6. 保険料に関する事項について

保険料は、保険金額、保険期間、お仕事の内容等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたってのお客様の保険料につきましては、申込書に記載されたものになりますので必ずご確認ください。

### 7. 保険料の払込みに関する事項について

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気等に対しては保険金をお支払いできません。

### 8. 配当金に関する事項(配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法)について

当保険商品には契約者配当金はございません。

### 9. 解約返戻金等の有無およびそれに関する事項について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち、未経過であった期間の保険料を解約返戻金としてお支払いする場合があります。なお、ご契約者から書面による通知をいただいた日を、解約日とします。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ご質問・ご相談等のお問い合わせ先につきましては、最終項にてご確認ください。

## ご契約の際にご注意いただきたい事柄～注意喚起情報～

この「ご契約の際にご注意いただきたい事柄～注意喚起情報～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管ください。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途「パンフレット」「ご契約のしおり(保険小冊子)」等を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 1. クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込後であってもご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。なお、保険期間が1年以下のご契約、法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約等はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 2. 告知義務等について

(1)ご契約者や被保険者には契約上重要な事柄について、ありのままを正しく告知していただく義務(告知義務)があります。

ご契約のお申し込みにあたっては、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、ご職業等について書面でおうかがいし、これらの内容に基づいてご契約をお引き受けできるかどうか、決めさせていただいております。

他のご契約者との公平性を保つため、健康状態やお仕事内容等によってはご契約をお断りすることがあります。

他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおうかがいするものです。

(2)お申し込みや保険契約締結の際に告知していただいた内容が事実と違った場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと弊社は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。

(3)上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください。(弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、当該告知受領権も有しております。)

### 3. 責任開始日について

(1)保険責任は保険証券に記載された保険期間の初日の午前0時以降で、旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。

(2)保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気等に対しては保険金をお支払いできません。

### 4. 支払事由に該当しない場合および免責事由等の保険金をお支払いできない場合のうち主なものについて

保険金等のお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約の概要について」をご確認ください。

### 5. 保険料の払込猶予期間等について

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気等に対しては保険金をお支払いできません。

### 6. 解約と解約返戻金について

解約返戻金の有無等については「ご契約の概要について」をご確認ください。

### 7. 財産の状況の変化による保険金等の削減について

(1)保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いや返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。

(2)損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

### 8. 個人情報の取扱いについて

弊社は、皆様にご信頼いただき、選んでいただける保険会社となるため、皆様の大事な個人情報を以下のとおり取り扱います。

#### (1)個人情報の利用目的

弊社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い  
関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理  
弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実  
その他保険に関連・付随する業務

#### (2)収集する個人情報の種類と収集方法

弊社は、保険申込書、変更(異動)承認請求書、告知書及び車検証写し、運転免許証写し、他社保険証券写し、その他関係書類の受領等の方法により、ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態等、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

#### (3)個人情報の提供

弊社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

あらかじめ、ご本人が同意されている場合

利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合  
ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合

再保険（再々保険以降の出再を含む）のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合  
ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合  
その他法令に根拠がある場合

(4)個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先

AIU 保険会社 お客様情報相談窓口：〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 AIU タワー  
電話 0120-336-112（フリーダイヤル）  
（受付時間：土日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）  
詳細は弊社ホームページをご参照ください。（URL: <http://www.aiu.co.jp/footer/privacy.htm>）

ご質問・ご相談等のお問い合わせ先につきましては、最終項にてご確認ください。

## その他の事項

### 1. お申し込みの際、ご注意くださいこと

- (1)保険契約申込書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」をされる前に下記事項をぜひ確認してください。保険契約申込書に記載されていることに間違いはありませんか。
- a)知っている事実を記入されなかったり、または事実と相違することを記入されたときは保険金をお支払いできないことがあります。  
特に職業・職務、年齢、健康状態、他の傷害保険契約、過去における傷害保険金請求・受領の有無等にご注意ください。他の傷害保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお願います。  
（注）ここでいう「他の傷害保険」とは、他の海外旅行保険、普通傷害保険、グループ傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、積立女性保険等の傷害保険をいいます。
- b)死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者（保険の対象となる方）とする契約を結ぶときは、必ず被保険者の同意を得てください。同意を得ないで他人を被保険者とする保険契約を結んだときは、保険契約は無効となります。ただし、死亡保険金受取人の指定のない場合は、この限りではありません。  
上記 b)以外にも、ご契約の際、次の事実があったときは、保険契約は無効となります。
- a)保険契約に関し、保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったとき  
b)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、すでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき
- (2)保険料は、ご契約と同時に支払ってください。  
保険契約では、保険会社（代理店）が保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負うことになっておりますので、保険料は必ずご契約と同時に支払くださるようお願いいたします。
- (3)保険金額（傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、治療・救済費用保険金額、傷害治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額、疾病死亡保険金額等のご契約金額）の設定についてご注意ください。  
ご契約の際、保険金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (4)被保険者の年齢や告知内容により、前年度と同じ条件でご契約を継続できない場合があります。
- (5)ピッケル等の登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事する場合は原則としてお引き受けできません。お引き受けできる場合でも割増保険料が必要です。割増保険料をお支払いいただいていない場合は保険金が支払われなかったり削減される場合があります。
- (6)申し込み時に日本国外で永住権を持って居住している方は保険のお引き受けができません。もし永住権をお持ちの場合（保険期間の途中で取得された場合を含む）には、ご加入いただいても保険金をお支払いできない場合があります。

### 2. ご契約後にご注意いただくこと

- (1)他の傷害保険契約についてのご注意  
ご契約後、身体の傷害に対して保険金を支払う他の傷害保険契約を同一被保険者（保険の対象となる方）について結ぶとき、またはこれらの保険契約があることを知ったときは、ただちに取扱代理店または弊社へご通知願います。他の傷害保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお願います。
- (2)被保険者の職業・職務の変更についてのご注意  
ご契約後、被保険者（保険の対象となる方）が職業または職務を変更するときは、ただちに取扱代理店または弊社へご通知願います。この場合、追加保険料をお支払いいただくことがあります。ご通知がないとき、または必要な追加保険料のお支払いがないときは、保険金を削減することがあります。
- (3)旅行日程の変更の場合の保険期間延長手続きについて  
ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間の延長をご希望の場合には、被保険者本人の委任を受けた日本における代理の方（ご家族・知人等）を介して、ご契約された取扱代理店または弊社にてお申し込みください。満期後にご本人様が海外に滞在したままでは、延長のお手続きができませんのでご注意ください。また、ご契約の内容等によっては保険期間の延長のお申し出をお受けできないことがあります。
- (4)保険契約者の住所変更についてのご注意  
ご契約後、保険契約者が住所または通知先を変更したときは、ただちに取扱代理店または弊社へご通知願います。
- (5)ご契約の約款は日本国の法律に準拠します。
- (6)ご契約について係争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

### 3. 事故が起きた場合

万一、事故が起きた場合には、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。また、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4. 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

<p>【保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は】 保険証券記載の取扱代理店または弊社取扱部支店の電話番号までご連絡ください。 また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。</p>	<p>AIU 保険会社 本店 電話 0120-757-151（フリーダイヤル） （受付時間：土日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）</p>
<p>【保険に関するご相談・苦情は】 保険会社との間で問題を解決できない場合には、外国損害保険協会にご相談いただくこともできます。</p>	<p>外国損害保険協会 電話 03-5425-7854 （受付時間：土日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）</p>

取扱代理店のお問い合わせ先につきましては、「パンフレット」にてご確認ください。